

NRU 国労せんたい

No. 2517
2008年3月18日
発行責任者 橋本 昭二
編集責任者 武田 昌仙

運輸機構裁判で不当判決 不当労働行為認めず時効で逃げる

JR不採用差別事件で三月一三日、東京地裁民事第十九部は原告に対する解雇を認め、地位確認を否定し、損害賠償については時効により認めないとした不当極まりない判決を下した。原告は国労の闘争団員ら三十名で、「鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に地位確認と損害賠償を求めたもの。

改革法は合憲 損倍は時効

東京地裁民事第十九部（中西茂裁判長）は、原告の請求を全面的に棄却する判決を言い渡した。判決では「国鉄改革関連八法は憲法違反といえず、解雇は再就職促進法の失効を受けてであり無効」とした。

不当労働行為に触れず また採用差別があった

また採用差別があったのかどうかについては「加害行為の主体が国鉄や事業団であり、その態

決意を新たに闘いに抜く 仙台闘争団 佐藤正則

三月一三日、鉄道運輸機構訴訟判決が東京地裁から出されました。判決は、不当労働行為の存否の判断を一切行わず、時効を持って請求を棄却するという全く許しがたい不当判決でした。本州闘争団は、国鉄時代の不当処分を理由に、本来あり得ない欠員状態で不採用となりました。したがって、処分の不当性を明らかにするために、二度にわたる（意見陳述と個別立証）法廷の場に立ちましたし、七十数ページにわたる陳述書を裁判所に提出してきました。また、原告代理人による最終準備書面は千五百ページにもおよぶ膨大なものでした。ところが東京地裁は、本文わずか六三ページ（裁判所の判断部分はわずか二八

様が悪質であったとしても、時効による消滅を認めることが、著しく正義に反し不当であるということはできない」とし原告らの受けた損害を「時効」の二文字で終わらせている。鉄建公団訴訟の難波判決、全動労訴訟の佐村判決も事実を分析し採用差別があったと不法行為を認めた。しかし中西判決は差別の有無を確定することなくして時効に入って逃げている。最高裁判決に従えば、まず不法行為の存否の判断をしなければならぬはず。今回の中西判決は、一定の範囲での救済を認めた鉄建公団判決、全動労判決の流れにも反する、正義を省みない極めて不当な反動判決といわざるを得ない。

ページ）の判決文（時効論の展開）で私たちの人生、二十一年の苦闘をいとも簡単に切り捨てたのです。二〇〇三年十二月、最高裁は「JRに使用者責任なし」の不当判決を示しながらも、「不当労働行為があった場合、その責任は旧国鉄次いで清算事業団にある」としました。つまり、最高裁判決に従えば、東京地裁は、まず不当労働行為の存否の判断をしなければならぬはず。ところが、その責務を放棄し、最高裁判決が出た時点ですでに時効が成立していたという判断を下したのです。最高裁判決をも否定する反動判決に他なりません。

このような不当判決に屈するわけにはいきません。決意を新たに、控訴審における勝利判決獲得にむけ、そして、四者・四団体による取り組みに集中し、納得いく解決を勝ち取るまで闘いに抜く決意です。仲間の皆さんの最後までのご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

四団体声明

◆1 本日、東京地裁民事第十九部は、国労の闘争団員ら35名が鉄道運輸機構を被告として提訴していた雇用関係存在確認等請求事件について、判決を言い渡した。この事件は、1987年の国鉄分割民営化に際し、JR職員の採用候補者の選定に当たった国鉄が、分割民営化に反対した国労組合員らを採用候補者名簿に登録せず、JR不採用に至らせ、さらに1990年4月に国鉄清算事業団を解雇したことが、不当労働行為、不法行為等に当たるとして国鉄の権利義務を承継している被告に対して解雇無効による地位確認と損害賠償を求めていたものである。本日の判決は、原告らに対する解雇の効力を認めて地位確認を否定するとともに、原告らの損害賠償の請求は消滅時効により認められないとして、その請求を全面的に棄却した。この判断は、厳しく批判されなければならない。

◆2 本件と同種の先行する事件として、国労の闘争団員ら297名が同様の請求をしたいわゆる鉄建公団訴訟、及び全動労（現建交労）組合員ら58名が損害賠償を請求した訴訟があり、前者については東京地裁民事第36部が2005年9月15日、後者については、東京地裁民事第11部が2008年1月23日、それぞれ組合員に対する不当労働行為があったとして請求の限られた一部ではあるが、一人当たり500万円ないし550万円の慰謝料等を認める判決を言い渡している。これらの判決は、被告の消滅時効の主張を排斥し、組合員らの損害賠償請求権の時効は、2003年12月22日に最高裁が、国鉄改革法の解釈としてJR不採用の使用

者責任はJRではなく国鉄が負うべきものだとし、労働委員会のJRに対する不当労働行為救済命令を取り消した判決の時から進行するとして、ところが本日の判決は、組合員らが労働委員会を通じてJRに対する採用取り扱い等を求め、これを認める不当労働行為救済命令が存在している間にも、他方で国鉄に対する損害賠償請求権の消滅時効が進行するというものである。これは、組合員らに対し、労働委員会の救済命令が取り消されることを想定して損害賠償請求訴訟を提訴せよと

いうに等しく、また、不当労働行為救済手続とこの訴訟手続とを同時並行して遂行することを強いるものであって、本件採用差別問題の性格をわきまえない非常識極まる判断である。

◆3 国労はこれまで、関係団体とも大同団結し、本件採用差別問題の公正な政治的・全体的解決を図るため全力を挙げて取り組んできた。2006年12月に国労本部及び国労闘争団員ら545名が鉄道運輸機構を被告として採用差別国労訴訟を提起したのも、その一環である。

本日の判決は、21年に及ぶ闘争団員やその家族の苦闘に目をそらし、国鉄分割民営化の負の遺産であり、戦後最大の不当労働行為事件といえるべきJR採用差別問題の解決を阻害するものであつて、われわれは憤りをもって本日の不当判決に強く抗議する。われわれは今後、その誤りを正すため、全力をあげて裁判勝利に向けて取り組むとともに、公正な全体的解決を実現するためさらに奮闘するものである。

大衆行動を組織し攻勢を

国労仙台総行動から

国労東北協議会と国労仙
台地本は二〇〇八年春闘勝
利に向けた取組みの一環と
して、仙台市内において大
衆行動を展開。

二月七日には国労東北総
決起集会（国労せんだい速
報版二五二六号参照）を開
催、翌八日には国労仙台総
行動を開催した。

座り込み開始

総行動は仙台市句当台公
園において十一時から開催
され、参加した組合員が整
然と座り込みを開始した。
主催者を代表して挨拶に立っ
た橋本委員長は「企業は史
上空前の利益を上げる一方
で、我々労働者の生活はど
ん底に喘いでいる。労働運
動が停滞している中で、少
しでも市民にアピールし、
運動と連帯の輪を広げよう」と訴えた。また集会へは政
党・友誼団体・国労議員団
など多くの方々に駆けつけ



チラシ配布行動

恒例となっている、D5
1合唱団による歌声を鑑賞
した後、市内三箇所に分か
れてのチラシ配布行動を展
開し、春闘・アクセス線ワ
ンマン運動・不採用問題な
どのチラシ約三千枚を市民
に配布した。また来賓とし
て参加の本部田中執行副委
員長からは春闘情勢とJR
不採用問題、組織問題等
について報告と提起を頂いた。

三三学習会

更には「青先ミミ学習会」
として、①アスベスト問題
を東工所分会の菊田書記長
より、②アクセス線ワンマ
ン問題について宮城県支部
山田書記長より、③貨物問
題については東貨協岩井議
長より、それぞれ報告と問
題提起をして頂いた。

春闘川柳表彰

次にアトラクションとし
て定着を見せ続けている春闘川
柳の表彰式が行われ、投票
獲得数上位十句（別掲）が
紹介され、入賞者へ橋本委
員長から景品が手渡された。

決意表明

続いて各支部等からの決
意表明として、仙台闘争団
高橋団長、宮城県支部秋山
委員長、東北自動車支部大
倉委員長、郡工支部大河原

組織拡大経験交流集会

二月二〜三日、国労本
部主催の「組織拡大経験
交流集会」が熱海におい
て開催された。参加者は
全国から結集したエリア・
地方代表と、この間拡大
を勝ち取った分会代表な
ど総勢九十名。参加者は
組織拡大に向けた教訓の
突き合わせを行い、今後
の新規採用者獲得に向け
た取り組みの強化など全
体で意思統一を図った。

勇気を持って打って出よう

東日本からは、二月に
拡大を勝ち取った新潟地
本と上野支部から報告が
され、新潟からは「東労
組が混乱している状況で
今やらなければいつやる
のか、助役試験も受かっ
てるが五十五歳になって
発令はないだろう。自分
も国労として頑張りたい」と述べていることが伝え
られた。上野支部からは、

昨年新規採用者が一名国
労に加入したが、テンポ
ラリースタップ当時から
つながりを持ち続け、現
場配属日には他労組だけ
の接触を持たせなかった
に分会が取組みしたこと
が報告された。

状況や拡大
にあたっての悩み、財政
的な負担について本部に
求めることなど様々な苦
労や意見が出され、二日
間の交流は拡大に向けて
自信につながるものとなっ
た。

特に東日本の状況は特
筆に値し、一括和解以降
二十四名の仲間が勇気を
持って国労に加入、不利
益を受けることなく職場

副委員長、福島県支部小楢
山委員長、山形県支部原田
委員長、仙総支部庄司委員
長からそれぞれ力強い決意
を述べて頂いた。
また味が好評の「玉こん
にやく」のカンパ額二七、
四八〇円は全額橋本委員長
から高橋団長へ手渡された。
集約集会とデモ行進
集約集会に移り、地本大
沼書記長は「連日の集會に
も関わらず、多くの組合員

が結集し、昨日の集會には
約四百名（内仙台地本二九
三名）、本日は二九八名と
両日合わせて延べ人数では
地本組織の六割の動員を勝
取った。
両日の行動力と団結を職
場においても実践し、諸要
求の獲得と諸課題の解決に
向けて奮闘する事をお願い
したい」と集約を行い、最
後に橋本委員長の団結頑張
ろうで集會を締められた。
一同は隊列を組み、仙台
駅前までのデモ行進とシユ
プレヒコールで市民へのア
ピールを行った。

で頑張っている。また、
指導車掌に見られるよう
に、国労が指導者として
指定され、国労について
見習い者はまじめに取り
組む姿に感銘を受けてい
る。一昨年末では入社し
東労組、日貨労と言う状
況を作られていた。しか
し昨年から個人情報保
護法の施行や東日本との
一括和解、貨物の和解協
議が続く中で、現場配属
まで未加入の状況になっ
ている。

春闘の最後の相手は
我が女房 小作人
ご協力誠にありがとうございました。【春闘事務局】
JR東日本
2008年度新賃金で回答
〇八年新賃金は今日まで
三回の交渉を重ね、三月十
三日に回答（左記）。東日
本本部は「持ち帰り検討」
と回答した。

春闘川柳上位入選作品

第一位 安いけど 何でもこなす
陰の主任

第二位 試験場 一目で分かる
詠み人知らず

第三位 年毎に 増える控除
減る手取り 詠み人知らず

第四位 事故起きて やこ備わる

第六位 ねじれてる 偉い人ほど
ねじれてる スタビー

第八位 受験票 持つてる数は
社内一 ぶんぶんタカハシ

新賃金諸元	2008年度
社員数	60,500人
平均年齢	43.5歳
平均勤続年数	22.7年
基本給額	308,450円
都市手当	19,975円
扶養手当	10,384円
合計額	338,809円
定期昇給額	6,742円
基準内改善	930円